

第 1 5 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和6年10月16日開会

令和6年10月16日閉会

米沢市農業委員会

令和6年10月16日（水）午前9時30分 米沢市農業委員会第15回定例総会を米沢市役所 庁議室に招集した。

出席委員（19名）

1 番 小関善隆 委員	8 番 樋渡由美 委員	1 5 番 長谷部吉雄 委員
2 番 我彦正福 委員	9 番 高山古典 委員	1 6 番 相田市三郎 委員
3 番 山王堂民榮 委員	1 0 番 遠藤伊一 委員	1 7 番 伊藤俊浩 委員
4 番 佐藤政和 委員	1 1 番 江口益美 委員	1 8 番 鈴木晃子 委員
5 番 宮崎雅文 委員	1 2 番 橋本政美 委員	1 9 番 桐澤林右衛門 委員
6 番 木村彰博 委員	1 3 番 古畑功一 委員	
7 番 鈴木和義 委員	1 4 番 佐藤利夫 委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（7名）

事 務 局 長	柴 倉 和 典
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	丸 田 淳
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	片 山 紀 子
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

報第1号 非農地証明の報告について

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第4号 農用地利用集積計画について

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 これより第15回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を16番 相田市三郎委員のご発声にてよろしくお願いいたします。

(唱和)

根津補佐 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

秋作業も大変忙しい中、ありがとうございます。右も左もまだ終わらない、稲刈り終わらないといった方いらっしゃるかもしれませんが、ほぼ終盤を迎えているのではないかと考えているところであります。今年度の作況については新聞等でもありますが、山形県においては97の「やや不良」ということであります。新潟県も98ということで。その他の県といたしますか、東北、北海道についてはおおむね良ということでありますが、山形県においては水害の発生、新潟県については倒伏だということで、ただ等級については去年よりもよいようだとありますが、倒伏した稲については今後の検査次第だと。収量についても、いろんなこと加味すればまだ変動があるようであります。

米価については、農協あたりは2,000円から1,000円の追加払いということでありますが、どうもなかなか米が集まらないという状況のようであります。仮渡し安いということで、農家の方がほかの高い業者の方に、とかそういったのあるようでして、なかなか集めづらいということのようであります。スーパーのチラシなんか見ると、米の値段がやっぱり3,000円を超えているということでありますので、相当高い値段になっているものだと思ったところであります。

衆議院が12日に解散しまして、27日投票でありますけれども、石破総理の話聞きますと、地方創生、それは農林業・水産業を軸とした地方創生だということを言っております。農業予算についても十分に配慮した予算をつけたという話でありますし、やっぱり食料安保、食料自給率が下がっているということもありますし、あと一番は農業の担い手が加速度的に減ってきているということに危機感があります。現在の生産者の中心になっている60、70代には先がないということで、早急な対策が必要ではないかなと思っております。今後の農政についてもいろいろ注視をしながら、また、我々の意見も反映してもらえるような農政にしていきたいと思ったところでございます。

本日はお忙しい中でありまして、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

ます。大変ご苦労さまでございます。

根津補佐

ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第15回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、12番 橋本政美委員、13番 古畑功一委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案書の訂正等はありません。

議 長

ないようなので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号18号から19号の計2件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田のみ3筆732.00㎡です。

受理番号18号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、平成12年頃です。申請理由は、平成11年9月21日付で農地法第5条の許可が出ており、非農地化しているためです。

受理番号19号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種への転用です。転用年月日は、昭和47年頃です。申請理由は、昭和47年頃に建物が建築され、その後解体されたが駐車場として利用されており、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

 次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

 受理番号28号から29号の計2件になります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田4筆 8,453.00㎡、畑2筆 438.00㎡、合計6筆 8,891.00㎡です。

 受理番号28号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

 受理番号29号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

 以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

 次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

1 3 番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 古畑委員。

1 3 番 古畑です。私の案件がありますので、退席させていただきます。

 (古畑功一委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号24号を上程いたします。

 議案書の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、のうち、受理番号第24号について、下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田31筆 19, 183. 10㎡、畑31筆 6, 062. 25㎡、合計62筆 25, 245. 35㎡です。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借です。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

18番 (鈴木晃子委員 挙手)

議 長 鈴木晃子委員。

18番 18番鈴木晃子です。申請番号24号についてご報告させていただきます。

申請人、土地の表示等は記載のとおりでございます。貸人、○○○○さん、借人、△△さんは親子関係で、経営移譲年金の受給のための使用貸借の申請となります。9月17日に△△△△さんに確認のためお話を伺い、問題ないと思われまふ。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号24号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号24号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、の受理番号24号は議案書のとおり許可することに決定をいたしました。

(古畑功一委員 入室)

議 長 それでは、ただいまの受理番号24号を除く受理番号25号から28号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号24号を除く25号から28号の計4件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田9筆 7, 142.00㎡、畑14筆 2, 236.00㎡、合計23筆 9, 378.00㎡です。

受理番号25号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号26号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための賃貸借です。

受理番号28号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他による贈与です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

25号。

2 番

(我彦正福委員 挙手)

議 長

2番我彦委員。

2 番

2番我彦です。受理番号25号の調査結果を報告します。

申請人、土地の表示は記載のとおりです。申請地は、時の宿すみれのすぐ近くになります。10月7日に○○○○さんに伺って話を聞いてきました。○○さんは東京出身で、南原の△△△△さんと同級生です。渡人の千葉県の△△さんのお父さんの実家が10年以上も空き家でしたが、それを△△さんに紹介されて8月5日に関根に移住してきたということでした。東京ではイタリアンレストランを経営していたので、移住してきた関根でもイタリアンレストランをオープンしたいということです。そのレストランで供給する野菜を今回購入する土地に栽培して、レストランで供給したいということで、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長

続いて、26号。

7 番

(鈴木和義委員 挙手)

議 長

鈴木委員。

7 番

26、27号一括でよろしいでしょうか。

まず最初、26号ですけれども、内容は議案書のとおりです。○○さんが米沢市の建築課の空き家バンクに登録しておりまして、高畠町の△△さんが○○さんの宅地などを購入したいという旨であります。その宅地に付属する畑の購入です。○○さんは時々、地元のほうに帰られて住宅の畑の管理をさ

れているようです。また、△△さんに関しては米沢市に引っ越しした後、畑を自家菜園として活用していきたいということでした。

続きまして、２７号ですけれども、これは〇〇〇〇さんが△△△△の代表になりますけれども、県農業会議に雇用就農資金の申請をしたところ、法人名△△△△の耕作証明が必要ということになり、油井推進委員にも相談の上、耕作証明の交付目的で農地法３条の許可申請を行うものですので、よろしくお願いしたいと思います。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長
１ ９ 番
議 長
１ ９ 番

続いて、２８号。

(桐澤林右衛門委員 挙手)

桐澤委員。

１９番 桐澤です。

受手の△△さんの母親の実家が空き家になっており、所有者の〇〇さんが米沢に移住する予定がないことから、農地を含む建物一式を贈与するものがあります。申請の際、営農計画書の提出をしております。面積は記載のとおりです。そして、〇〇行政書士に手続をお願いするところです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

それでは、受理番号２４号を除く受理番号２５号から２８号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号２４号を除く受理番号２５号から２８号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第２号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について、先の受理番号２４号を除く受理番号２５号から２８号は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

議 長

次に、議第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

議第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第５条第１項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号１８号から１９号の計２件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田７筆 ５９３．３８㎡、畑１筆 ９３５．００㎡、合計８筆

1, 528.38㎡です。

受理番号18号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は園舎敷地の拡張のためです。こちらは既存施設の拡張の1種農地です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農地の一時転用（工事用敷地）のためです。こちらは一時転用の農振農用地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号18号から19号を上程いたします。

2 番 (我彦正福委員 挙手)

議 長 2番我彦委員。

2 番 2番我彦です。受理番号18号について、調査結果を報告します。

申請人、土地の表示は記載のとおりです。10月7日に行政書士の○○さんに電話で話を聞きました。ひばりが丘幼稚園の園舎の敷地の拡張ということで、当分は駐車場として利用して、その後は園舎を拡張して建物を建てるということでした。現地確認をしましたが、事前着工もなく問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、19号。

1 9 番 (桐澤林右衛門委員 挙手)

議 長 桐澤委員。

1 9 番 19番桐澤です。東北ホモボード工場の閉鎖に伴い、東北電力で送電線の撤去工事を伴うために一時転用ということで、担当者の○○さんと話をしました。面積は記載のとおりです。事前着工もなく、問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 それでは、ただいまの受理番号18号から19号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号18号から19号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

4 番 (佐藤政和委員 挙手)

議 長 4番佐藤政和委員。

4 番 4 番佐藤政和です。私の案件がございますので、一時退席させていただきます。

(佐藤政和委員 退室)

議長 それでは、先に受理番号 2 号及び 4 号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議長 須貝主任。

須貝主任 議第 4 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により委員会に付議します。

受理番号 2 号、4 号の計 2 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ 7 筆 7, 232.00㎡、合計も同様です。

受理番号 2 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号 4 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、ただいまの受理番号 2 号及び 4 号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第 4 号 農用地利用集積計画について、の受理番号 2 号及び 4 号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

(佐藤政和委員 入室)

議長 それでは、先の 2 件を除く受理番号 1 号から 6 号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議長 須貝主任。

須貝主任 議第 4 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により委員会に付議します。

受理番号2号、4号を除く1号から6号の計4件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ11筆 11, 598.00㎡、合計も同様です。

受理番号1号 貸人 ○○○○ 外1名、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、先の2件を除く受理番号1号から6号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、先の2件を除く受理番号1号から6号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了しました。

続いて、2のその他に移りますが、皆様方から何か発言はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないようでありますので、2のその他を終了し、以上で本日の第15回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会

午前10時00分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年10月16日（水）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

橋本 政美

議事録署名委員

古畑 功一